40 ジェオスミン及び43 2 - メチルイソボルネオール

第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法

(一) 試薬

(1) 再精製水

測定対象成分を含まないもの。

- (2) アスコルビン酸ナトリウム
- (3) 塩化ナトリウム

塩化ナトリウムを約500 で2時間強熱したもの。

(4) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準原液

ジェオスミン、2 - メチルイソボルネオールのそれぞれ0.010gをメチルアルコール に溶かして100mlとしたもの。

この溶液1mlは、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールをそれぞれ0.1mg含む。この溶液は、調製後直ちに10mlずつをねじロバイアルに入れて冷凍保存する。

(5) ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準液

ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール標準原液1mlをあらかじめ再精製水90mlを入れたメスフラスコに採り、再精製水を加えて100mlとしたもの。

この溶液1mlは、ジェオスミン、2 - メチルイソボルネオールをそれぞれ0.001mg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

(二) 器具及び装置

(1) ねじ口瓶

容量40ないし100mlで、ポリテトラフルオロエチレン張りのキャップをしたもの。

(2) ねじロバイアル

容量10mlのもので、ポリテトラフルオロエチレン張りのキャップをしたもの。

(3) マイクロシリンジ

容量1ないし10 µ Iのもの。

- (4) パージ・トラップ装置
 - ア.パージ容器

ガラス製で、5ないし25mlの検水を処理できるもの。

イ. 恒温槽

30ないし40 に保持できるもの。

ウ.トラップ管

内径2mm以上、長さ5ないし30cmのステンレス管又はこの内面にガラスを被覆した もので、ポリ-2,6-ジフェニル-*p*-ジフェニレンオキサイドを0.2ないし0.3g充填し たもの又はこれと同等の吸着性能を有するもの。

I.脱着装置

トラップ管を180ないし200 に急速に加熱できるもの。

オ.クライオフォーカス装置

内径0.53mmの溶融シリカ管で、 - 50ないし - 120 程度に冷却でき、かつ200 まで加熱できるもの。

ただし、試料中に保持時間の近接した化合物がなければ、この装置を用いなくて も測定は可能である。

(5) ガスクロマトグラフ - 質量分析計

7. 試料導入部

試料導入方式に応じて最適温度が設定できるもの。

イ. 分離管

内径0.25ないし0.53mm、長さ15ないし30mのキャピラリーカラムで、内面に5%ジフェニル - 95%ジメチルポリシロキサンの液相を1 μ mの厚さに被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するもの。

ウ. 分離管の温度

ジェオスミンの最適分離条件に設定できるもの。その一例としては、40 (1分間保持) 220 (10 /分)。

I. 検出器

選択イオン測定(SIM)又はこれと同等の性能を有するもの。

オ.イオン化電圧

電子衝撃イオン化電圧(EI)を70Vにしたもの。

カ.キャリアーガス

純度99.999v/v%以上のヘリウムガス。

(三) 試料の採取及び保存

試料は、再精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立てないように採水し、満水にして直ちに密 栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷蔵保存する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリウム0.01ないし0.02g を加える。

(四) 試験操作

検水5ないし25ml (又はジェオスミン、2・メチルイソボルネオールとしてそれぞれ0.000001ないし0.0001mg/Lを含むように検水を調製したもの)をパージ容器に採り、塩化ナトリウムが15ないし20w/v%になるように加えて溶かし、パージ容器及びトラップ管を恒温槽で加温する。次いで、パージ・トラップ装置及びガスクロマトグラフ・質量分析計を操作し、ジェオスミンは112、111、125、2・メチルイソボルネオールは95、107、135のフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、(五)により作成した検量線から検水中のジェオスミン、2・メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を算定する。

(五) 検量線の作成

ジェオスミン及び2・メチルイソボルネオール標準液を段階的にメスフラスコに採り、 それぞれにメチルアルコールを加えて10mlとする。次いで、再精製水にマイクロシリンジ を用いて段階的に調製したメチルアルコール溶液を再精製水10mlに対して2 μ lの割合で注入し、以下(四)と同様に操作してジェオスミン、2 - メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度とピーク高さ又はピーク面積との関係を求める。

第2 ヘッドスペース - ガスクロマトグラフ - 質量分析法

(一) 試 薬

(1) 再精製水

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

- (2) アスコルビン酸ナトリウム
- (3) 塩化ナトリウム

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

- (4) ジェオスミン及び2 メチルイソボルネオール標準原液 「第1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。
- (5) ジェオスミン及び2 メチルイソボルネオール標準液 「第1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。 この溶液1mlは、ジェオスミン、2 - メチルイソボルネオールをそれぞれ0.001mg含む。

(二) 器具及び装置

(1) ねじ口瓶

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(2) ねじロバイアル

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(3) バイアル

容量20ないし80mlのもの。

- (4) セプタム
- (5) ポリテトラフルオロエチレンシート 厚さ0.05mm以上のもの。
- (6) アルミキャップ
- (7) アルミキャップ締め器
- (8) 恒温槽

80 に設定できるもの。

(9) マイクロシリンジ

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

- (10) ガスクロマトグラフ 質量分析計
 - 7. 試料導入部

「第1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法」の例による。

イ. 分離管

「第1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。 り.分離管の温度

「第1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。 I.検出器

「第1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。 オ.イオン化電圧

「第1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。 カ.キャリアーガス

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(三) 試料の採取及び保存

「第1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法」の例による。

(四) 試験操作

(1) 前処理

バイアルに塩化ナトリウムが80 で過飽和になるように一定量加えた後、検水(又はジェオスミン、2・メチルイソボルネオールとしてそれぞれ0.000002ないし0.0002mg/Lを含むように検水を調製したもの)をバイアルに検水の採取量とバイアル容量の比が0.50ないし0.85になるように採り、直ちにポリテトラフルオロエチレンシート、セプタム、アルミキャップをのせ、アルミキャップ締め器で固定する。次いで、バイアルを振り混ぜた後、恒温槽で30分間以上静置し、これを試験溶液とする。

(2) 分 析

(1)で得られた試験溶液の気相の一定量を、セプタムを通してガスクロマトグラフ - 質量分析計に注入し、ジェオスミンは112、111、125、2 - メチルイソボルネオールは95、107、135のフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、(五)により作成した検量線から試験溶液中のジェオスミン、2 - メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を求め、検水中のジェオスミン、2 - メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を算定する。

(五) 検量線の作成

ジェオスミン及び2・メチルイソボルネオール標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれにメチルアルコールを加えて10mlとする。再精製水を(四)の(1)と同様に採り、これに段階的に調製したメチルアルコール溶液を再精製水10mlに対して2μlの割合で注入する。以下(四)の(1)及び(2)と同様に操作して、ジェオスミン、2・メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度とピーク高さ又はピーク面積との関係を求める。

第3 固相抽出・ガスクロマトグラフ・質量分析法

(一) 試 薬

(1) 再精製水

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

- (2) アスコルビン酸ナトリウム
- (3) ジクロロメタン 測定対象成分を含まないもの。
- (4) ジェオスミン及び 2 メチルイソボルネオール標準原液 「第 1 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。
- (5) ジェオスミン及び2 メチルイソボルネオール標準液 「第1 パージ・トラップ ガスクロマトグラフ 質量分析法」の例による。 この溶液1mlは、ジェオスミン、2 メチルイソボルネオールをそれぞれ0.001mg含む。

(二) 器具及び装置

(1) ねじ口瓶

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(2) マイクロシリンジ

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(3) 固相カラム

オクタデシル基を化学結合したシリカゲルを詰めたもの又はこれと同等の性能を有するもの。

- (4) ガラスフィルターろ過装置懸濁性物質をろ過できるガラスフィルターを備えたもの。
- (5) 遠心分離機
- (6) 遠心沈澱管 容量10mlで共栓付きのもの。
- (7) ガスクロマトグラフ 質量分析計
 - 7.試料導入部

150~200 にしたもの。

イ. 分離管

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

ウ. 分離管の温度

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

I.検出器

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

1.イオン化電圧

「第1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法」の例による。

カ.イオン源温度

250 にしたもの。

キ.キャリアーガス

「第1 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法」の例による。

(三) 試料の採取及び保存

「第1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(四) 試験操作

(1) 前処理

固相カラムにジクロロメタン5ml、メチルアルコール5ml、再精製水5mlを順次加圧注入する。次に、検水500ml(又はジェオスミン、2・メチルイソボルネオールとしてそれぞれ0.000001ないし0.0001mg/Lを含むように検水を調製したもの)を毎分10ないし20mlの流量で流した後、遠心分離により固相カラムの水分を除去する。次いで、固相カラムの上端からジクロロメタン2mlを緩やかに流し、試験管に受ける。試験管の溶出液に窒素ガスを緩やかに吹き付けて0.5ml以下まで濃縮し、これにジクロロメタンを加えて0.5mlとし、これを試験溶液とする。

(2) 分 析

(1)で得られた試験溶液の一定量をガスクロマトグラフ・質量分析計に注入し、ジェオスミンは112、111、125、2・メチルイソボルネオールは95、107、135のフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、(3)で求めた空試験のピーク高さ又はピーク面積を差し引いた後、(五)により作成した検量線から試験溶液中のジェオスミン、2・メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を求め、検水中のジェオスミン、2・メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を算定する。

(3) 空試験

精製水500mlを採り、以下(1)及び(2)と同様に操作してピーク高さ又はピーク面積を求める。

(五) 検量線の作成

ジェオスミン及び2・メチルイソボルネオール標準液を段階的にメスフラスコに採り、 再精製水を加えて500mlとする。以下(四)の(1)及び(2)と同様に操作して、ジェオスミン 及び2・メチルイソボルネオールの濃度とピーク高さ又はピーク面積との関係を求める。

41 非イオン界面活性剤

固相抽出 - 吸光光度法

(一) 試薬

- (1) 亜硫酸水素ナトリウム溶液(1w/v%)
- (2) メチルアルコール
- (3) トルエン
- (4) チオシアノコバルト()酸アンモニウム溶液 チオシアン酸アンモニウム456gを精製水1Lに溶かし、別に硝酸コバルト(6水塩)46.6gを 精製水1Lに溶かし、使用時に1:1の割合に混合したもの。
- (5) 水酸化ナトリウム溶液(4w/v%)
- (6) 塩化カリウム
- (7) PAR溶液

4-(2-ピリジアルアゾ)-レゾルシノール0.1gを水酸化ナトリウム溶液(4w/v%)を用いてpH11程度に調整しながら、精製水で1Lとし、使用時にpH9.5になるように調整しながら精製水で10倍に希釈したもの。ただし、完全に溶けないときは、上澄み液を希釈する。

(8) 非イオン界面活性剤標準原液

ヘプタオキシエチレンドデシルエーテルとして1.000gをメチルアルコールに溶かして1Lとしたもの。

この溶液1mlは、ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル1mgを含む。

(9) 非イオン界面活性剤標準液

非イオン界面活性剤標準原液をメチルアルコールで100倍に薄めたもの。 この溶液1mlは、ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル0.01mgを含む。 この溶液は、使用の都度調製する。

(二) 器具及び装置

(1) 共栓付き遠心分離管 容量が10mlで、振盪可能なもの。

(2) 固相カラム

スチレンジビニルベンゼン共重合体、オクタデシル基を化学結合したシリカゲル又はこれと同等の性能を有するもの。

- (3) 振盪器
- (4) 遠心分離器
- (5) パスツールピペット
- (6) 比色セル光路長10mmで容量1mlのもの。
- (7) 光電分光光度計

(三) 試料の採取及び保存

試料は、アセトンで洗浄したガラス瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合には、冷暗所に保存する。

なお、残留塩素を含む場合は、亜硫酸水素ナトリウム溶液(1w/v%)1mlを加える。

(四) 試験操作

(1) 前処理

固相カラムにメチルアルコール5ml、精製水5mlを順次加圧注入する。次に、水酸化ナトリウム溶液(4w/v%)を用いてpH9に調整した検水1000ml(又はヘプタオキシエチレンドデシルエーテルとして0.005ないし0.04mg/Lを含むように検水に精製水を加えて1000mlとしたもの)を毎分10ないし20mlの流量で固相カラムに流し、更に精製水10mlを流した後、吸引又は窒素ガス吹き付けて水分を除去する。次いで、固相カラムの通水方向とは逆からトルエンを緩やかに流し、共栓付き遠心分離管10mlに正確に5mlを受け、これを試験溶液とする。

(2) 分析

(1)で得られた試験溶液にチオシアノコバルト()酸アンモニウム溶液2.5mlと塩化カリウム1.5gとを加えて5分間振り混ぜ、回転数2,500rpmで10分間遠心分離する。パスツールピペットを用いてトルエン層4mlを別の共栓付き遠心分離管10mlに移し、PAR溶液1.5mlを加え、静かに3分間振り混ぜる。これを回転数約2,500rpmで10分間遠心分離し、トルエン層を除去する。

この溶液の一部を比色セルに採り、光電分光光度計を用いて波長510nm付近で吸光度を測定し、(五)により作成した検量線から試験溶液中の非イオン界面活性剤の濃度をヘプタオキシエチレンドデシルエーテルの濃度として求め、検水中の非イオン界面活性剤の濃度を算定する。

(五) 検量線の作成

非イオン界面活性剤標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて 1000ml とする。以下(四)の(1)及び(2)と同様に操作して、ヘプタオキシエチレンドデシルエーテルの濃度と吸光度との関係を求める。

42 フェノール類

固相抽出 - 誘導体化 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法

(一) 試 薬

- (1) アスコルビン酸ナトリウム
- (2) リン酸(1+9)
- (3) アセトン

測定対象成分を含まないもの。

- (4) メチルアルコール 測定対象成分を含まないもの。
- (5) ジクロロメタン 測定対象成分を含まないもの。
- (6) ビス(トリメチルシリル)トリフルオロアミド
- (7) 内部標準原液

アセナフテン-d101.00gをアセトンに溶かして10mlとしたもの。

この溶液1mlは、アセナフテン-d10100mgを含む。

この溶液は、調整後、直ちに冷凍保存する。

(8) 内部標準液

内部標準原液をアセトンで1000倍に薄めたもの。

この溶液1mlは、アセナフテン-d₁₀0.1mgを含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

(9) 臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液

臭素酸カリウム2.78gと臭化カリウム10gとを精製水に溶かして1Lとしたもの。

(10) でんぷん溶液

可溶性でんぷん1gを精製水100mlと混ぜながら、熱した精製水200ml中に加え、約1分間煮沸後、放冷したもの。ただし、上澄み液を使用する。

この溶液は、使用の都度調製する。

(11) ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)

120ないし140 で1.5ないし2時間乾燥させ、デシケーター中で放冷したヨウ素酸カリウム3.567gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

- (12) 硫酸(1+5)
- (13) チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)

チオ硫酸ナトリウム(5水塩)26gと炭酸ナトリウム(無水)0.2gとを精製水に溶かして1Lとし、イソアミルアルコール10mlを加えて振り混ぜた、2日間静置したもの。

なお、以下の操作によりチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のファクター f を求める。

ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)25mlを共栓付き三角フラスコに採り、ヨウ化カ

リウム2gと硫酸(1+5)5mlとを加えて直ちに密栓し、静かに振り混ぜた後、暗所に5分間静置し、更に精製水100mlを加える。次に、チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)を用いて滴定し、液の黄色が薄くなってからでんぷん溶液1ないし2mlを指示薬として加え、液の青色が消えるまで更に滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のml数 a から次式によりファクターを算定する。

7r09 - (f) = 25/a

(14) フェノール標準原液

フェノール1gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

なお、標準液の調製の都度、次に定める方法により、その含有するフェノールの濃度を測定する。

この溶液50mlを共栓付き三角フラスコに採り、精製水約100mlを加えた後、臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液50mlと塩酸5mlとを加えて、白色沈澱を生じさせる。密栓して静かに振り混ぜ、10分間静置後、ヨウ化カリウム1gを加え、チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)を用いて滴定し、液の黄色が薄くなってからでんぷん溶液1ないし2mlを指示薬として加え、液の青色が消えるまで更に滴定し、これに要したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のml数 b を求める。別に、精製水100mlに臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液25mlを加えた溶液について同様に操作し、これに要したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のml数 c を求め、次式により溶液に含まれるフェノールの濃度(mg/ml)を算定する。

フェノール濃度(mg/mI) = $[(2c - b)/50] \times f \times 1.569$ この式において、 f はチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1moI/L)のファクターを表す。この溶液は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

(15) クロロフェノール標準原液

2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール、2,4,6-トリクロロフェノールのそれぞれ100mgを別々のメスフラスコに採り、それぞれにアセトンを加えて100mlとしたもの。

この溶液1mlは、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール、2,4,6-トリクロロフェノールをそれぞれ1mg含む。これらの溶液は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

(16) フェノール類混合標準液

フェノールとして1mgに相当するフェノール標準原液とそれぞれのクロロフェノール標準原液1mlずつをメスフラスコに採り、アセトンを加えて100mlとしたもの。

この溶液1mlは、フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール、2,4,6-トリクロロフェノールをそれぞれ0.01mg含む。この溶液は、使用の都度調製する。

(二) 器具及び装置

(1) 固相カラム

ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体又はこれと同等の性能を有するもの。

(2) ガスクロマトグラフ - 質量分析計

7. 試料導入部

試料導入方法に応じて最適温度が設定できるもの。

イ.分離管

内径0.20ないし0.53mm、長さ25ないし30mの溶融シリカ製又はホウ硅酸ガラス製のキャピラリーカラムで、内面にジメチルポリシロキサンを0.1ないし0.25 µ mの厚さで被覆したもの又はこれと同等の分離性能を有するもの。

ウ. 分離管の温度

対象物質の最適分離条件に設定できるもの。その一例としては、50 (2分間保持) 5 /分 80 10 /分 140 30 /分 290 (7分間保持)。

I.検出器

選択イオン測定(SIM)又はマスクロマトグラフ法が行えるもの。

オ.インターフェース温度

機器の最適条件に設定する。

カ.イオン化電圧

電子衝撃イオン化電圧(EI)を70Vにしたもの。

キ.イオン源温度

機器の最適条件に設定する。

7.キャリアーガス

純度99.999v/v%以上のヘリウムガス。

(三) 試料の採取及び保存

試料は、精製水及びアセトンで洗浄し、乾燥したガラス瓶に採取し、満水にして密栓する。試料は、氷冷して輸送し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、試料1Lにつき硫酸銅(5水塩)1gとリン酸(1+9)とを加えてpH値を約4とし、冷暗所に保存する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、残留塩素1mgにつきアスコルビン酸ナトリウム0.01ないし0.02gを加える。

(四) 試験操作

(1) 前処理

固相カラムにジクロロメタン10ml、メチルアルコール10ml、精製水10mlを順次加圧注入する。次に、あらかじめ塩酸を用いてpH2とした検水500ml(又はそれぞれのフェノールとして0.0005~0.05mg/Lを含むように検水に精製水を加えて500mlとしたもの)を毎分10ないし20mlの流量で固相カラムに流し、更に精製水10mlを流した後、30分間以上吸引又は窒素ガスを吹き付けて固相カラム中の水分を除去する。次いで、固相カラムの上端からジクロロメタン5mlを緩やかに流し、試験管に受ける。試験管の溶液に無水硫酸ナトリウムを加えた後、この溶液1mlを共栓付き試験管に採り、ビス(トリメチルシリル)トリフルオロアミド100μlを加えて1時間以上静置する。静置後、内部標準液20μlを加え、

これを試験溶液とする。

(2) 分 析

(1)で得られた試験溶液の一定量をガスクロマトグラフ・質量分析計に注入し、表 1 1 に示すそれぞれのフェノール類とアセナフテン・duoとのフラグメントイオンのピークの高さ又はピーク面積の比を求め、(3)で求めた空試験のピーク高さ又はピーク面積の比を差し引いた後、(五)により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれのフェノール類の濃度を求め、検水中のそれぞれのフェノール類の濃度を算定する。

それぞれのフェノール類の濃度をフェノールに換算し、その濃度を合計してフェノール類としての濃度を算定する。

(3) 空試験

精製水500mlを採り、以下(1)及び(2)と同様に操作してピーク高さ又はピーク面積の比を求める。

(五) 検量線の作成

フェノール類混合標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて 500mlとする。以下(四)の(1)及び(2)と同様に操作して、それぞれのフェノール類とアセナフテン-d₁₀とのフラグメントイオンのピークの高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれのフェノール類の濃度との関係を求める。

表11 フラクメントイオン			
フェノール類	フラグメントイオン(m/z)		
フェノール	151、166		
2-クロロフェノール	185、200		
4-クロロフェノール	185、200		
2,4-ジクロロフェノール	219、234		
2,6-ジクロロフェノール	219、234		
2,4,6-トリクロロフェノール	253、268		
アセナフテン-d1。 *	164、162		

表 1 1 フラグメントイオン

なお、フェノール類の検査方法として、今後3年の間、「流路型吸光光度法」を使用してもよい。

流路型吸光光度法

(一) 試 薬

- (1) アスコルビン酸ナトリウム
- (2) 蒸留試薬

リン酸二水素カリウム30g、クエン酸(1水塩)60g及び塩化カリウム10gを精製水に溶

^{*}内部標準物質

かして500mlとし、更にグリセリンを加えて1Lとしたもの。

(3) 緩衝液

ほう酸9.0g、水酸化ナトリウム5.0g及び塩化カリウム10.0gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

(4) フェリシアン化カリウム溶液

フェリシアン化カリウム0.35gを緩衝液100mlに溶かしたもの。

この溶液は、使用の都度調製する。

(5) 4-アミノアンチピリン溶液

4-アミノアンチピリン0.1gを緩衝液100mlに溶かしたもの。

この溶液は、使用の都度調製する。

(6) 臭素酸カリウム・臭化カリウム溶液

「固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(7) でんぷん溶液

「固相抽出 - 誘導体化 - ガスクロマトグラフ - 質量分析法」の例による。

(8) ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)

「固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

- (9) 硫酸(1+5)
- (10) チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)

「固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(11) フェノール標準原液

「固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(12) フェノール標準液

フェノールとして10mgに相当するフェノール標準原液を採り、精製水を加えて1Lとした溶液を精製水で10倍に薄めたもの。

この溶液1mlは、フェノール0.001mgを含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

(13) その他

装置に必要な試薬を調製する。

(二) 器具及び装置

(1) 流路型分光光度測定装置

検水に蒸留試薬を加えて加熱蒸留し、流出液に緩衝液を加えた後、流出液の一部にフェリシアン化カリウム溶液、4-アミノアンチピリン溶液を順次混合した溶液を波長505nm付近の吸光度で測定できるもの。

(2) その他

装置に必要な器具等

(三) 試料の採取及び保存

「固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ・質量分析法」の例による。

(四) 試験操作

検水(フェノールとして0.005ないし0.1mg/Lを含むように調製したもの)を装置に導入して吸光度を測定し、(五)により作成した検量線から検水中のフェノールの濃度を算定する。

(五) 検量線の作成

フェノール標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。以下(四)と同様に操作して、フェノールの濃度と吸光度との関係を求める。

44 有機物質(TOC)

全有機炭素計測定法

(一) 試 薬

(1) 再精製水

イオン交換法、逆浸透膜法、蒸留法あるいは紫外線照射法の組合せによって精製したもので、全有機炭素濃度が0.1mg/L以下のもの又は同等の品質を有するもの。

(2) 全有機炭素標準原液

120 で1時間加熱し、デシケーター中で放冷したフタル酸水素カリウム2.125gを再精製水に溶かして1Lとしたもの。

この溶液1mlは、炭素1mgを含む。

この溶液は、冷暗所に保存すると2か月間は安定である。

(3) 全有機炭素標準液

全有機炭素標準原液を再精製水で10倍に薄めたもの。

この溶液1mlは、炭素0.1mgを含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

(4) その他

装置に必要な試薬を調製する。

(二) 装置

全有機炭素定量装置

試料導入部、分解部、二酸化炭素分離部、検出部、データ処理装置又は記録装置などを組み合わせたもので、全有機炭素、全無機炭素の分離測定が可能なもの。

(三) 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24時間以内に試験する。

(四) 試験操作

(1) 前処理

全有機炭素の測定において、検水に懸濁物質が含まれている場合には、ホモジナイザー、ミキサー、超音波発生器などで懸濁物質を破砕し、均一に分散させ、これを試験溶液とする。

(2) 分 析

装置を作動状態にし、(1)で得られた試験溶液の一定量を全有機炭素定量装置で測定を行い、検水中の全有機炭素の濃度を算定する。

(五) 検量線の作成

全有機炭素標準液を用いて検量線に相当する補正を行う。

45 味

官能法

(一) 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、直ちに試験する。

(二) 試験操作

検水100mlをビーカーに採り、40ないし50 に加温した後、口に含んで塩素味以外の味 を調べる。

46 色度

第1 比色法

(一) 試 薬

(1) 色度標準原液

塩化白金酸カリウム()2.49gと塩化コバルト(6水塩)2.02gとを塩酸200mlに溶かし、 精製水を加えて1Lとしたもの。

この溶液は、色度1000度に相当する。

この溶液は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

(2) 色度標準液

色度標準原液を精製水で10倍に薄めたもの。

この溶液は、色度100度に相当する。

(3) 色度標準列

色度標準液0ないし20mlを段階的に比色管に採り、それぞれに精製水を加えて100ml としたもの。

(二) 器 具

比色管

全長約37cmの共栓付き平底無色試験管で、底部から30cmの高さに100mlの刻線を付けたもの。

(三) 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。

(四) 試験操作

検水100mlを比色管に採り、色度標準列と比色して検水中の色度を求める。

第2 透過光測定法(その1)

(一) 試薬

(1) 色度標準原液

「第1 比色法」の例による。

(2) 色度標準液

「第1 比色法」の例による。

この溶液は、色度100度に相当する。

(二) 装置

光電分光光度計

(三) 試料の採取及び保存

「第1 比色法」の例による。

(四) 試験操作

検水100ml(又は検水の色度が10度以上のときは適量を採り、精製水を加えて100mlと

したもの)の一部を吸収セル(50mm又は100mm) に採り、光電分光光度計を用いて、 波長 390nm付近で吸光度を測定し、(五)により作成した検量線から検水中の色度を算定する。

(五) 検量線の作成

色度標準液を段階的に比色管に採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。以下(四)と同様に操作して、色度と吸光度との関係を求める。

第3 透過光測定法(その2)

(一) 試薬

(1) 色度標準原液

「第1 比色法」の例による。

(2) 色度標準液

色度標準原液を精製水で100倍に薄めたもの。

この溶液は、色度10度に相当する。

装置に付属している色度標準板を使用する場合は、この溶液を適宜希釈して整合性 を確認する。

(3) 色度ゼロ校正水

精製水を孔径0.2μmのメンブランフィルターを通して微粒子を除去したもの。

(二) 装置

透過光測定方式による連続自動測定機器で、定量下限値が0.2度以下(変動係数10%)の性能を有するもの。

(三) 装置の校正

あらかじめ光学系の測定部分及び配管の洗浄を行った後、色度ゼロ校正水、色度標準液 を通水して、装置のゼロ点及びスパンを繰り返し校正する。

(1) ゼロ点校正

装置に色度ゼロ校正水を通水する。信号が十分に安定するまで通水した後、ゼロ点を合わせる。

(2) スパン校正

色度標準液を通水又は色度標準板を用いて校正する。

なお、機種によって色度標準液又は色度標準板で校正したにもかかわらず、水道水の測定値が「第2 透過光測定法(その1)」で測定した値と一致しない場合は、「第2 透過光測定法(その1)」で測定した値にスパンを合わせる。

(四) 保守管理基準

保守管理基準は、運用中の装置について常時保持されていなければならない精度の基準で、±0.5度以内とする。

保守管理基準を満たしていない場合は、原則として保守管理基準を満たしていることが確認された直近の時点以降の測定値は本方法による値として扱うことはできないものとする。

(五) 測定操作

装置に検水を通して色度を測定する。

(六) 定期保守

保守管理基準を満たすため、定期的に洗浄、点検整備、標準液による校正等を行う。

47 臭気

官能法

(一) 試料の採取及び保存

「45 味(官能法)」の例による。

(二) 試験操作

検水100mlを容量300mlの共栓付き三角フラスコに採り、軽く栓をして40ないし50 に加温し、激しく振った後、直ちに塩素臭以外の臭気を調べる。

48 蒸発残留物

重量法

(一) 器 具

蒸発皿

(二) 試料の採取及び保存

「46 色度(第1 比色法)」の例による。

(三) 試験操作

105ないし110 で乾燥させてデシケーター中で放冷後、秤量した蒸発皿に、検水100ないし500mlを採り、水浴上で蒸発乾固する。次に、これを105ないし110 で2ないし3時間乾燥させ、デシケーター中で放冷後、秤量し、蒸発皿の前後の重量差 a mgを求め、次式により検水中の蒸発残留物の濃度を算定する。

蒸発残留物(mg/L) = a × 1000 / 検水(ml)

49 濁 度

第1 比濁法

(一) 試薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

表12に示す5種類の標準粒子(ポリスチレン系粒子)。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

それぞれのポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)を十分に懸濁させた後、速やかにそれぞれ1.000gを別々のメスフラスコに採り、精製水を加えて100mlとしたもの。

これらの溶液1mlは、ポリスチレンをそれぞれ0.1mg含む。

(3) 濁度標準液

5種類のポリスチレン系粒子懸濁液をよく振り混ぜながら表 1 3 に示す量をメスフラスコに採り、精製水を加えて500mlとしたもの。

この溶液は、濁度100度に相当する。

(4) 濁度標準列

濁度標準液0ないし10mlを段階的に比色管に採り、それぞれに精製水を加えて100mlとしたもの。

表12 標準粒子(ポリスチレン系粒子)

٠.		`
	種 類 *	呼び径
		(µm)
	No.6	0.5
	No.7	1.0
	No.8	2.0
	No.9	5.0
	No.10	10.0

^{*}JIS Z 8901による種類

表13 濁度標準液(100度)調製時におけるポリスチレン系粒子

懸濁液(0.1mgポリスチレン/ml)の混合比率及び分取量

種類	混合比率	分取量(メスフラスコ500mlに対して)	
	(%)	(ml)	
No.6	6	10.0	
No.7	17	28.3	
No.8	36	60.0	
No.9	29	48.3	
No.10	12	20.0	

(二) 器 具

比色管

全長約37cmの共栓付き平底無色試験管で、底部から30cmの高さに100mlの刻線を付けたもの。

(三) 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。

(四) 試験操作

検水100mlを比色管に採り、濁度標準列の比濁して検水の濁度を求める。

第2 透過光測定法(その1)

(一) 試 薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

「第1 比濁法」の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

「第1 比濁法」の例による。

(3) 濁度標準液

「第1 比濁法」の例による。

この溶液は、濁度100度に相当する。

(二) 器具及び装置

(1) 比色管

「第1 比濁法」の例による。

(2) 光電分光光度計

(三) 試料の採取及び保存

「第1 比濁法」の例による。

(四) 試験操作

検水を吸収セル(20mm)に採り、光電分光光度計を用いて、波長660nm付近で吸光度を測定し、(五)により作成した検量線から検水中の濁度を算定する。

(五) 検量線の作成

濁度標準液を段階的に比色管に採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。以下 (四)と同様に操作して、濁度と吸光度との関係を求める。

第3 透過光測定法(その2)

(一) 試 薬

(1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%)

「第1 比濁法」の例による。

(2) ポリスチレン系粒子懸濁液

「第1 比濁法」の例による。

(3) 濁度標準液

濁度標準原液を精製水で希釈したもの。希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。

装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。

(4) 濁度ゼロ校正水

精製水を孔径0.2μmのメンブランフィルターを通して微粒子を除去したもの。

(二) 装置

透過光方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの。

(三) 装置の校正

あらかじめ光学系の測定部分及び配管の洗浄を行った後、濁度ゼロ校正水、濁度標準液を通水して、装置のゼロ点及びスパンを繰り返し校正する。

(1) ゼロ点校正

装置に濁度ゼロ校正水を通水する。信号が十分に安定するまで通水した後、ゼロ点を合わせる。

(2) スパン校正

濁度標準液を通水又は濁度標準板を用いて校正する。

なお、機種によって濁度標準液又は濁度標準板で校正したにもかかわらず、水道水の測定値が「第2 透過光測定法(その1)」又は「第4 積分球式光電光度法(その1)」で測定した値と一致しない場合は、「第2 透過光測定法(その1)」又は「第3 積分球式光電光度法(その1)」で測定した値にスパンを合わせる。

(四) 保守管理基準

保守管理基準は、運用中の装置について常時保持されていなければならない精度の基準で、±0.1度以内とする。

保守管理基準を満たしていない場合は、原則として保守管理基準を満たしていることが確認された直近の時点以降の測定値は本方法による値として扱うことはできないものとする。

(五) 測定操作

装置に検水を通して濁度を測定する。

(六) 定期保守

保守管理基準を満たすため、定期的に洗浄、点検整備、標準液による校正等を行う。

第4 積分球式光電光度法(その1)

(一) 試薬

- (1) ポリスチレン系粒子懸濁液(1w/w%) 「第1 比濁法」の例による。
- (2) ポリスチレン系粒子懸濁液

「第1 比濁法」の例による。

(3) 濁度標準液

「第1 比濁法」の例による。

この溶液は、濁度100度に相当する。

(二) 器具及び装置

(1) 比色管

「第1 比濁法」の例による。

(2) 積分球式濁度計

(三) 試料の採取及び保存

「第1 比濁法」の例による。

(四) 試験操作

積分球式濁度計を用いて検水中の散乱光量を測定し、(五)により作成した検量線から検 水中の濁度を算定する。

(五) 検量線の作成

濁度標準液を段階的に比色管に採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。以下(四)と同様に操作して、濁度と吸光度との関係を求める。

第5 積分球式光電光度法(その2)

「第3 透過光測定法(その2)」の例による。

ただし、「(二)装 置」については、「積分球式光電光度方式の連続自動測定機器で、 定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの。」とする。

第6 散乱光測定法

「第3 透過光測定法(その2)」の例による。

ただし、「(二)装 置」については、「散乱光測定方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの。」とする。

第7 透過散乱法

「第3 透過光測定法(その2)」の例による。

ただし、「(二)装 置」については、「透過散乱方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.1度以下(変動係数10%)の性能を有するもの。」とする。

50 pH値

第1 ガラス電極法(その1)

(一) 試 薬

- (1) 無炭酸精製水
- (2) フタル酸塩標準緩衝液(0.05mol/L)[pH4.01(25)] メノウ乳鉢中で微粉末とし、105ないし110 で3ないし4時間以上乾燥させ、デシケーター中で放冷したフタル酸水素カリウム10.21gを無炭酸精製水に溶かして1Lとしたもの。
- (3) リン酸塩標準緩衝液(0.025mol/L) [pH6.86(25)] 110ないし120 で2時間以上乾燥し、デシケーター中で放冷したリン酸二水素カリウム3.40g及び同様に乾燥したリン酸一水素ナトリウム3.55gを無炭酸精製水に溶かして1Lとしたもの。
- (4) ホウ酸塩標準緩衝液(0.01mol/L) [pH9.18(25)] 臭化ナトリウム(2水塩)を入れたデシケーター中で乾燥した四ホウ酸ナトリウム(10 水塩)3.81gを無炭酸精製水に溶かして1Lとしたもの。

(二) 装置

pH計

それぞれの標準緩衝液を使用する場合は、液温により表 1 4 に示すpH値にメータの 指針を合わせる。

液温()	フタル酸塩標準緩衝液	リン酸塩標準緩衝液	ホウ酸塩標準緩衝液
	(0.05mol/L)	(0.025mol/L)	(0.01mol/L)
0	4.01	6.98	9.46
5	4.01	6.95	9.39
10	4.00	6.92	9.33
15	4.00	6.90	9.27
20	4.00	6.88	9.22
25	4.01	6.86	9.18
30	4.01	6.85	9.14
35	4.02	6.84	9.10
40	4.03	6.84	9.07
45	4.04	6.83	9.04
50	4.06	6.83	9.01
55	4.08	6.84	8.99
60	4.10	6.84	8.96

表14 各温度における標準緩衝液のpH値

(三) 試料の採取及び保存

「46 色度(第1 比色法)」の例による。

(四) 試験操作

pH計を用いて検水のpH値を測定する。

第2 ガラス電極法(その2)

(一) 試 薬

- (1) 無炭酸精製水
- (2) フタル酸塩標準緩衝液(0.05mol/L) [pH4.01(25)]「第1 ガラス電極法(その1)」の例による。
- (3) リン酸塩標準緩衝液(0.025mol/L)[pH6.86(25)] 「第1 ガラス電極法(その1)」の例による。
- (4) ホウ酸塩標準緩衝液(0.01mol/L)[pH9.18(25)] 「第1 ガラス電極法(その1)」の例による。

(二) 装置

ガラス電極による連続自動測定機器で、繰り返し性±0.1pH以内の性能を有するもの。

(三) 装置の校正

あらかじめ電極部分及び配管の洗浄を行った後、(一)の各標準緩衝液を用いて、pH4とpH7又はpH7とpH9の2点校正を行う。

(四) 保守管理基準

保守管理基準は、運用中の装置について常時保持されていなければならない精度の基準で、±0.1pH以内とする。

保守管理基準を満たしていない場合は、原則として保守管理基準を満たしていることが確認された直近の時点以降の測定値は本方法による値として扱うことはできないものとする。

(五) 測定操作

装置に検水を通してpH値を測定する。

(六) 定期保守

保守管理基準を満たすため、定期的にガラス電極及びその周辺の洗浄、点検整備、標準 緩衝液による校正等を行う。

残留塩素

第 1 ジエチル -p-フェニレンジアミン法

(一) 試 薬

(1) DPD試薬

N,N-ジエチル-p-フェニレンジアミン硫酸塩1.0gをメノウ乳鉢中で粉砕し、これに無水硫酸ナトリウム24gを加え、結晶粒を粉砕しない程度に混和したもの。

この試薬は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

(2) リン酸二水素カリウム溶液(0.2mol/L) リン酸二水素カリウム27.22gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

(3) 水酸化ナトリウム溶液(0.2mol/L) 水酸化ナトリウム8.00gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

(4) リン酸緩衝液

リン酸二水素カリウム溶液(0.2mol/L)100mlと水酸化ナトリウム溶液(0.2mol/L)35.4mlとを混合した後、これにトランス-1,2-シクロヘキサンジアミン四酢酸0.13gを溶かしたもの。

この溶液のpH値は6.5である。

(5) Acid Red 265標準原液

105ないし110 で3ないし4時間乾燥させ、デシケーター中で放冷したAcid Red 265 (N-p-F)トリルスルホニルH酸)0.329gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

(6) Acid Red 265標準液

Acid Red 265標準原液を精製水で10倍に薄めたもの。

(7) 残留塩素標準比色列

Acid Red 265標準液と精製水とを表 1 5 に従って共栓付き比色管に採り、混合したもの。

この標準比色列は、密栓して暗所に保存する。

表 1 5 DPD法残留塩素標準比色列

残留塩素(mg/L)	Acid Red 265標準液(ml)	精製水(ml)
0.05	0.5	49.5
0.1	1.0	49.0
0.2	2.0	48.0
0.3	3.0	47.0
0.4	4.0	46.0
0.5	5.0	45.0
0.6	6.0	44.0
0.7	7.0	43.0
0.8	8.0	42.0
0.9	9.0	41.0
1.0	10.0	40.0
1.1	11.0	39.0
1.2	12.0	38.0
1.3	13.0	37.0
1.4	14.0	36.0
1.5	15.0	35.0
1.6	16.0	34.0
1.7	17.0	33.0
1.8	18.0	32.0
1.9	19.0	31.0
2.0	20.0	30.0

(二) 器 具

共栓付き比色管

容量50mlのもの。

(三) 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶に採取し、直ちに試験する。

(四) 試験操作

(1) 遊離残留塩素

リン酸緩衝液2.5mlを共栓付き比色管に採り、これにDPD試薬0.5gを加える。次に、 検水を加えて全量を50mlとし、混和後、呈色を残留塩素標準比色列と側面から比色して、 試料中の遊離残留塩素の濃度を求める。

(2) 残留塩素

(1)で発色させた溶液にヨウ化カリウム約0.5gを加えて溶かし、約2分間静置後の呈色 を残留塩素標準比色列と側面から比色して、試料中の残留塩素の濃度を求める。

(3) 結合残留塩素

残留塩素濃度と遊離残留塩素濃度との差から試料中の結合残留塩素の濃度を算定する。

第2 電流法

(一) 試薬

(1) でんぷん溶液

可溶性でんぷん1gを精製水約100mlと混ぜながら、熱した精製水200ml中に加え、約1分間煮沸後、放冷したもの。ただし、上澄み液を使用する。

この溶液は、使用の都度調製する。

(2) ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)

120ないし140 で1.5ないし2時間乾燥させ、デシケーター中で放冷したヨウ素酸カリウム3.567gを精製水に溶かして1Lとしたもの。

- (3) 硫酸(1+5)
- (4) チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)

チオ硫酸ナトリウム溶液(5水塩)26gと炭酸ナトリウム(無水)0.2gとを精製水に溶かして1Lとし、イソアミルアルコール約10mlを加えて振り混ぜ、2日間静置したもの。

なお、以下の操作によりチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1 mol/L)のファクター f_{-1} を求める。

ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)25mlを共栓付き三角フラスコに採り、ヨウ化カリウム2gと硫酸(1+5)5mlとを加えて直ちに密栓し、静かに振り混ぜた後、暗所に5分間静置し、更に精製水100mlを加える。次に、チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)を用いて滴定し、液の黄色が薄くなってからでんぷん溶液1ないし2mlを指示薬として加え、液の青色が消えるまで更に滴定を続ける。別に、同様に操作して空試験を行い、補正したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のml数 a から次式によりファクターを算定する。

(5) ヨウ素溶液(0.014mol/L)

ヨウ素約13g及びヨウ化カリウム20gを精製水20mlに溶かした後、更に精製水を加えて1Lとし、以下の操作によりヨウ素溶液のファクター f₂を求める。

ヨウ素溶液25mlを三角フラスコに採り、チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)を用いて滴定し、液の黄色が薄くなってからでんぷん溶液1ないし2mlを加え、液の青色が消えるまで更に滴定を続ける。これに要したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のml数bから次式によりファクターを算定する。

$$7r79 - (f_2) = b \times f_1 / 25$$

この式において、f₁はチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のファクターを表す。 次いで、ヨウ化カリウム20gを精製水20mlに溶かし、これに上記ヨウ素溶液の282/f₂ml(f₂はヨウ素溶液のファクター)を加え、更に精製水を加えて1Lとしたもの。 この溶液は、褐色瓶に入れて暗所に保存する。

- (6) 水酸化ナトリウム溶液(0.3mol/L)
- (7) 塩酸(1+10)
- (8) フェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)

フェニルアルセノオキサイド(酸化フェニルヒ素)0.8gを水酸化ナトリウム溶液(0.3 mol/L)150mlに溶かす。この溶液110mlに精製水800mlを加えて混合し、更に塩酸(1+10)でpH値を6.0ないし7.0とし、以下の操作によりフェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)のファクター f $_3$ を算定する。

ヨウ素溶液(0.014mol/L)1mlをメスフラスコに採り、精製水を加えて200mlとする。この一定量(V)を採り、電流滴定器を用いてフェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)で滴定し、これに要したフェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)のml数 c から次式によりファクターを算定する。

 $7r79-(f_3) = \{0.014 / (0.00282 \times c)\} \times V /200$

上記フェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)の1000/f mlをメスフラスコに採り、精製水を加えて1Lとしたもの。

この溶液1mlは、有効塩素として0.2mgを含む量に相当する。

この溶液は、クロロホルム1mlを加え、褐色瓶に入れて暗所に保存する。

- (9) 次亜塩素酸ナトリウム溶液(1w/v%) この溶液は、使用の都度調製する。
- (10) 亜硫酸ナトリウム溶液(5w/v%)

この溶液は、使用の都度調製する。

(11) リン酸緩衝液(pH7)

リン酸二水素カリウム25.4gとリン酸一水素ナトリウム34.1gとを精製水800mlに溶かし、次亜塩素酸ナトリウム溶液(1w/v%)を遊離残留塩素が検出される程度に加え、更に精製水を加えて1Lとし、4ないし5日間暗所に静置する。

次いで、直射日光にさらすか、亜硫酸ナトリウム溶液(5w/v%)を用いて残留塩素を除去する。

(12) 酢酸緩衝液(pH4)

酢酸480gと酢酸ナトリウム(3水塩)243gとを精製水400mlに溶かし、次亜塩素酸ナトリウム溶液(1w/v%)を遊離残留塩素が検出される程度に加え、更に精製水を加えて1Lとし、4ないし5日間暗所に静置する。

次いで、直射日光にさらすか、亜硫酸ナトリウム溶液(5w/v%)を用いて残留塩素を除去する。

(13) ヨウ化カリウム溶液

ヨウ化カリウム25gを精製水に溶かして500mlとしたもの。

この溶液は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

(二) 装置

電流滴定器

(三) 試料の採取及び保存

「第 1 ジエチル -*p*-フェニレンジアミン法」の例による。

(四) 試験操作

(1) 遊離残留塩素

検水の適量にリン酸緩衝液(pH7)1mlを加え、電流滴定器を用いてフェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)で滴定し、これに要したフェニルアルセノオキサイド溶液(0.00282mol/L)のml数dから、次式により試料中の遊離残留塩素の濃度を算定する。

遊離残留塩素(mg/L) = d × 0.200 × 1000 / 検水(ml)

(2) 残留塩素

検水の適量にヨウ化カリウム溶液1mlと酢酸緩衝液(pH4)1mlとを加えた後、電流滴定器を用いて(1)と同様に操作して、試料中の残留塩素の濃度を算定する。

(3) 結合残留塩素

残留塩素濃度と遊離残留塩素濃度との差から試料中の結合残留塩素の濃度を算定する。

第3 吸光光度法(その1)

(一) 試薬

(1) DPD試薬

「第 1 ジエチル -*p* -フェニレンジアミン法」の例による。

(2) リン酸二水素カリウム溶液(0.2mol/L)

「第1 ジエチル *-ρ-*フェニレンジアミン法」の例による。

(3) 水酸化ナトリウム溶液(0.2mol/L)

「第1 ジエチル*-ρ-*フェニレンジアミン法」の例による。

(4) リン酸緩衝液

「第1 ジエチル-p-フェニレンジアミン法」の例による。

- (5) ヨウ化カリウム
- (6) 希釈水

精製水1Lに塩素水(濃度約50mg/L)約3mlを加えた後、直火で煮沸又は紫外線(太陽光線など)を照射して残留塩素を除いたもの。

(7) でんぷん溶液

「第2 電流法」の例による。

- (8) 硫酸(1+5)
- (9) ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)

「第2 電流法」の例による。

(10) ヨウ素酸カリウム溶液(0.0017mol/L)

ヨウ素酸カリウム溶液(0.017mol/L)を精製水で10倍に薄めたもの。

(11) チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)

「第2 電流法」の例による。

(12) チオ硫酸ナトリウム溶液(0.01mol/L)

チオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)を精製水で10倍に薄めたもの。

なお、以下の操作によりチオ硫酸ナトリウム溶液(0.01mol/L)のファクター f $_4$ を求める。

ヨウ素酸カリウム溶液(0.0017mol/L)25mlを共栓付き三角フラスコに採り、ヨウ化カリウム2gと硫酸(1+5)5mlとを加えて直ちに密栓し、静かに振り混ぜた後、暗所に5分間静置し、更に精製水100mlを加える。次に、チオ硫酸ナトリウム溶液(0.01mol/L)を用いて滴定し、液の黄色が薄くなってからでんぷん溶液1ないし2mlを指示薬として加え、液の青色が消えるまで更に滴定する。別に、同様に操作して空試験を行い、補正したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.01mol/L)のml数bから次式によりファクターを算定する。

ファクター(f_4) = 25 / b

(13) 標準塩素水(50mg CI/L)

浄水処理において液体塩素を用いている場合は、有効塩素濃度約5%の次亜塩素酸ナトリウム溶液に硫酸(1+4)を滴加して発生した塩素ガスを精製水に吸収させて塩素水を調製する。

次亜塩素酸ナトリウムを用いている場合は、次亜塩素酸ナトリウムを精製水に溶かして塩素水を調製する。

その他の塩素剤で処理している場合は、その塩素剤を精製水に溶かして塩素水を調製する。

なお、以下の操作により塩素水の有効塩素を測定する。

塩素水100mlをフラスコ1Lに採り、ヨウ化カリウム1g、硫酸(1+5)5ml及びでんぷん溶液5mlを加え、ここに生じた青色が消えるまでチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)で手早く滴定する。

もし、析出したヨウ素量が多い場合は、でんぷん溶液を加える前にチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)を検水の褐色が淡黄色になるまで滴加し、次いででんぷん溶液5mlを加え、上記と同様に滴定する。滴定に要したチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のml数 a から、次式により塩素水に含まれる有効塩素の量(mg/L)を算定する。

有効塩素(mg/L) = 3.545 x a f 4 x 1000 / 検水ml

この式において、f₄はチオ硫酸ナトリウム溶液(0.1mol/L)のファクターを表す。

有効塩素濃度を測定した塩素水を約50mg/Lになるように希釈水を用いて希釈し、これを標準塩素水とする。

50mg/Lに調製した場合は、その1mlは有効塩素0.05mgを含む。

標準塩素水は、使用の都度その有効塩素濃度を測定する。

(二) 器具及び装置

(1) 共栓付き比色管

「第1 ジエチル -p-フェニレンジアミン法」の例による。

(2) 光電分光光度計

(三) 試料の採取及び保存

「第 1 ジエチル-*p*-フェニレンジアミン法」の例による。

(四) 試験操作

(1) 遊離残留塩素の測定

リン酸緩衝液2.5mlを共栓付き比色管50mlに採り、これにDPD試薬0.5gを加える。次に、検水を加えて全量を50mlとし、混和後、呈色した検液の適量を吸収セルに採り、光電分光光度計を用いて波長510ないし555nm付近における吸光度を測定し、(五)により作成した検量線から試料中の遊離残留塩素の濃度を求める。

ただし、検水を測定する波長と検量線を作成するとき波長は、同一の波長とする。

- (2) 残留塩素の測定
 - (1)で発色させた溶液にヨウ化カリウム約0.5gを加えて溶かし、約2分間静置後、(1)と同様に測定して試料中の残留塩素の濃度を求める。
- (3) 結合残留塩素の測定

残留塩素濃度と遊離残留塩素濃度との差から試料中の結合残留塩素の濃度を算定する。

(五) 検量線の作成

標準塩素水を用いて希釈水で適宜に希釈し、段階的に0.05ないし3mg/L程度の標準列を調製する。次いで、直ちに各標準列について(四)(1)と同様に操作して吸光度を測定すると同時に、(一)(13)の方法により、それぞれの遊離残留塩素の濃度を求め、それを基準として検量線を作成する。ただしその際、チオ硫酸ナトリウム溶液(0.01mol/L)を使用し、計算式の係数3.545は0.3545とする。

第4 吸光光度法(その2)

(一) 試薬

(1) DPD試薬

「第1 ジエチル-p-フェニレンジアミン法」の例による。

(2) リン酸緩衝液

「第 1 ジエチル*- ρ-*フェニレンジアミン法」の例による。

(3) 遊離残留塩素ゼロ校正水

精製水又は測定の対象とする水道水から遊離残留塩素を除いたもの。

(4) 遊離残留塩素スパン校正水

次亜塩素酸ナトリウム液を精製水又は水道水で薄めて約2mg/Lとし、「第1 ジエチル-p-フェニレンジアミン法(DPD法)」、「第2 電流法」、「第3 吸光光度法(その1)」によって遊離残留塩素濃度を求めたもの。

(二) 装置

光電分光光度計による連続自動測定機器で、定量下限値が0.05mg/L以下(変動係数10%)の性能を有するもの。

(三) 装置の校正

あらかじめ測定部分及び配管の洗浄を行った後、遊離残留塩素ゼロ校正水、遊離残留塩素

スパン校正水を通水して、装置のゼロ点及びスパンを繰り返し校正する。

(1) ゼロ点校正

装置に遊離残留塩素ゼロ校正水を通水する。信号が十分に安定した後、ゼロ点を合わせる。

(2) スパン校正

遊離残留塩素スパン校正水を通水する。信号が十分に安定した後、あらかじめ測定した遊離残留塩素スパン校正水の遊離残留塩素濃度値に合わせる。

(四) 保守管理基準

保守管理基準は、運用中の装置について常時保持されていなければならない精度の基準で、 ±0.05mg/L以内とする。

保守管理基準を満たしていない場合は、原則として保守管理基準を満たしていることが確認された直近の時点以降の測定値は本方法による値として扱うことはできないものとする。

(五) 試験操作

装置に検水を通して遊離残留塩素を測定する。

(六) 定期保守

保守管理基準を満たすため、定期的に洗浄、点検整備、校正水による校正等を行う。

第5 ポーラログラフ法

(一) 試薬

(1) 臭化カリウム溶液(4w/v%)臭化カリウム40gを精製水で1Lとしたもの。

(2) 酢酸ナトリウム溶液(1w/v%) 無水酢酸ナトリウム10gを精製水で1Lとしたもの。

(3) 酢酸溶液(1v/v%)酢酸10mlを精製水で1Lとしたもの。

(4) 遊離残留塩素ゼロ校正水 測定の対象とする水道水から遊離残留塩素を除いたもの。

(5) 遊離残留塩素スパン校正水

次亜塩素酸ナトリウム液を水道水で薄めて約2mg/Lとし、「第1 ジエチル-*p-*フェニレンジアミン法(DPD法)」、「第2 電流法」、「第3吸光光度法(その1)」によって遊離残留塩素濃度を求めたもの。

(二) 装置

無試薬方式又は有試薬方式によるポーラログラフ方式の連続自動測定機器で、定量下限値が0.05mg/L以下(変動係数10%)の性能を有するもの。ただし、有試薬方式は、(一)の(1)から(3)の試薬を注入するようになっているもの。

(三) 装置の校正

あらかじめ測定部分及び配管の洗浄を行った後、遊離残留塩素ゼロ校正水、遊離残留塩素

スパン校正水を通水して、残留塩素計のゼロ点及びスパンを繰り返し校正する。

(1) ゼロ点校正

「第4 吸光光度法(その2)」の例による。

(2) スパン校正

「第4 吸光光度法(その2)」の例による。

ただし、無試薬方式の場合は、遊離残留塩素スパン校正水のpH値を測定対象の水道水のpH値に合わせる。

(四) 保守管理基準

「第4 吸光光度法(その2)」の例による。

(五) 測定操作

「第4 吸光光度法(その2)」の例による。

(六) 定期保守

「第4 吸光光度法(その2)」の例による。